

2019年9月25日

独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
理事長 天野 藤男 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 藤井 克裕

【連絡先（事務局）】担当：袋井
〒540-0024大阪市中央区南新町一丁目2番4号
椿本ビル5階502号室
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
HP: http:// www.kc-s.or.jp

要請書（その7）

簡易生命保険の契約者への告知をめぐる問題について、当団体の要請に対し、2019年6月20日に改訂された書類2通を受領しました。ご対応いただき、ありがとうございました。

貴機構から送付いただいた2通の書類及びこの間改訂いただいた他の書類、パンフレット等を当団体において改めて検討した結果、簡易生命保険の契約者に分かりやすく情報提供を行っていただく、という観点から、改めて要請をすることになりました。

つきましては、本要請書に対するご回答を2019年10月25日までに文書にて当団体宛ご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、これまでと同様、本要請は、消費者契約法第12条に基づくものではなく、消費者団体としての任意の要請ですが、既にご連絡のとおり、本要請は公開の方式で行います。

したがって、本要請書の内容及びそれに対する貴機構のご回答の有無やご回答の内容等を当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨予めご承知おきください。

【要 請】

1. 要請の趣旨

- (1) 今回、当団体から貴機構にお送りしました【別紙1】チラシ案と同様のものを簡易生命保険契約者に送付いただくとともに、本要請書に同封する【別紙2】「ご契約ハンドブックP2の5に以下の①②どちらかの追記をお願いしたいと思います。」と題する資料記載のとおり、貴機構作成の「ご契約ハンドブック」P2の5を改訂していただくよう、要請します。
- (2) 簡易生命保険契約者が、今回、当団体から貴機構にお送りしました別紙チラシ案と同様のものに、直接アクセスすることが可能で、かつ「かんぽ生命契約」とは区別されたWEBサイト上のリンクを作成して頂きますよう要請します。

2. 要請の理由

<(1) に関して>

貴機構のこれまでのご対応にもかかわらず、簡易生命保険契約者に交付される書面等の全般を見ても、「遺族の範囲の限定によって保険金を受領できない場合がある」という簡易生命保険特有の問題点が同契約者に分かりやすく示されているとは感じられません。その最も大きな理由は、貴機構が「かんぽ生命契約」と「簡易生命保険契約」という異なる契約を同一の冊子等によってご案内されていることにあると思います。

この点、両契約は、同一若しくは類似する部分がほとんどであるため、貴機構は、費用対効果の観点から、この両契約を同一の冊子等で説明し、異なる部分のみ注記されておられるのではないかと思料いたします。

しかし、両契約の間には保険金を受領できる「遺族」の範囲に重大な違いがあり、「かんぽ生命契約」では受領できる保険金が、「簡易生命保険契約」では受領できない場合があるという前記問題点について、簡易生命保険契約者の認識が可能にならなければ、両契約の重大な違いに同契約者が気付かないままになってしまう危険性があります。

当団体は、【別紙1】チラシ案により、簡易生命保険契約に特有の問題点につき、貴機構において同契約者に対する注意喚起を行うことを繰り返しお願いして参りましたが、パンフレット等の改訂時期が近い、などの理由で、これまで対応いただけませんでした。

パンフレット等の改訂については、前述のとおり、概ね、貴機構に対応していただきましたが、それでも、まだ、簡易生命保険契約者にとってわかりやすい内容になっていないことも前述のとおりです。

そこで、当団体にて、【別紙1】のとおり、簡易生命保険契約者に対する注意喚起のためのチラシ案を作成しましたので、貴機構においてご検討いただき、簡易生命保険契約者に配布してください。

また、さらに、当団体は、貴機構の「ご契約ハンドブック」の簡易生命保険契約「ご契約内容の確認方法」中、【別紙2】「5 保険金受取人や指定代理請求人の指定はお済みですか」欄につき、本書同封別紙のとおり修正案をご提案いたしますので、ご検討いただき、「ご契約ハンドブック」を改訂してください。

< (2) に関して >

上記に加えて、貴機構のWEBサイトも基本的には「かんぽ生命契約」と「簡易生命保険契約」を「同一のリンク先pdf」にて説明されていますが、簡易生命保険特有の問題点の理解が困難であり、要請の趣旨のとよりの改善を要請します。

以 上